

## 審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管部（局）・課 農林水産部 生産者支援課

法令名	水産業協同組合法	法令番号	昭和 23 年法律第 242 号						
手続名	信用事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けの認可（漁連）	根拠条項	第 9 2 条第 3 項（第 5 4 条の 2 第 3 項準用）						
審 査 基 準	漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成 5 年大蔵省・農林水産省令第 2 号）第 4 3 条第 2 項及び第 4 4 条第 2 項の規定によることとする。								
受付 機関	生産者支援課	処理 機関	生産者支援課	交付 機関	生産者支援課	標準処理期間	2 月	目次	1 1 8
							標準経由期間	日	